

東静岡地区整備官民連携手法検討業務委託公募要領

1 要旨

静岡県は東静岡駅南口に位置する新県立中央図書館建設予定地を含めた約 2.4ha の県有地について、駅北口の静岡市アリーナの整備と連携しながら、スポーツと文化の拠点として、交流と賑わいを生み出すまちづくりを目指している。

新県立中央図書館の整備見直しに伴い、東静岡地区県有地活用の官民連携による整備手法・導入機能・土地活用方法の絞り込みを行う。

事業実施にあたっては、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者による業務委託するため、プロポーザル（企画提案）方式で契約予定者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 東静岡地区整備官民連携手法検討業務
- (2) 契約者 静岡県知事 鈴木 康友
- (3) 採用方式 公募によるプロポーザル（企画提案）方式
- (4) 業務内容 別添「東静岡地区整備官民連携手法検討業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和 9 年 3 月 23 日（火）
- (6) 契約限度額 9,800 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 採用予定件数 1 件

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 静岡県一般業務委託に係る競争入札参加資格の「調査」の業務区分を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて「調査」の参加資格を認められた者であること。
- (2) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (9) 最近 1 年間に国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (11) 応募者は以下に示すア及びイについて、過去10年以内に完了し地方公共団体から元請として実施した業務の履行実績を有していること。
- ア 公有地の活用に関する業務
 - イ 公共施設の整備・運営事業にける官民連携手法の導入可能性調査業務
- (12) 応募者は以下に示すア及びイの資格を有した技術者を配置すること（ア及びイを兼任する場合でも可）。
- ア 技術士（建設部門で選択科目を「都市及び地方計画」とするもの）
 - イ 一級建築士

4 応募手続き

(1) スケジュール

日程	内容
令和8年4月24日（金）15時	質問事項の受付終了
令和8年4月27日（月）	質問に対する回答
令和8年4月30日（木）17時	参加申込書の提出期限
令和8年5月7日（木）正午	企画提案書の提出期限
令和8年5月8日（金）	審査会（書面審査）
令和8年5月11日（月）	選定結果の通知（予定）

(2) 様式等の入手

静岡県 公式HP『入札・業務委託・プロポーザル等（スポーツ・文化観光部）』からダウンロードすること。

(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>)

(3) 質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式第1号）により行うこと。

ア 受付期間

公募開始日から令和8年4月24日（金）15時まで

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。電子メールの件名は「東静岡地区整備官民連携手法検討業務委託に係る質問書の提出について」とすること。なお、メール送信後、「8 提出先、問

合せ先」へメールが受信されているか必ず確認をとること。

エ 回答

令和8年4月27日(月)までに、静岡県 公式HP『入札・業務委託・プロポーザル等(スポーツ・文化観光部)「東静岡地区整備官民連携手法検討業務委託に係る企画提案募集について」』内に公開する。

(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>)

(4) 参加申込

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容等	様式	部数
1	参加申込書		様式第2号	1部 (PDF)
2	会社概要等	定款及び組織、沿革、事業等会社の概要が分かるもの	任意	1部 (PDF)
3	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	写し可(発行から3ヶ月以内のもの)	—	1部 (PDF)
4	直近1年間の納税証明書	本社所在地の法人都道府県税(法人都道府県民税、法人事業税)。写し可	—	1部 (PDF)
5	資格を証明する書類	本業務への従事予定者の資格を証明するもの。写し可	—	1部 (PDF)

ア 提出期限

令和8年4月30日(木)17時(必着)

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。電子メールの件名は「東静岡地区整備官民連携手法検討業務委託に係る参加申込書等の提出について」とすること。なお、メール送信後、「8 提出先、問合せ先」へメールが受信されているか必ず確認をとること。

(5) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容等	様式	部数
1	企画提案書 かがみ		様式第3号	1部 (PDF)
2	企画提案書	<p>応募者は以下に示す(1)及び(2)について企画提案書を作成すること</p> <p>(1) 実施方針等</p> <p>①本業務の実施方針 本業務の目的及び内容等を踏まえて、本業務における実施方針を提案すること。</p> <p>②本業務の実施体制 本業務の実施体制を提案すること。</p> <p>③本業務の実施工程 本業務の実施工程を提案すること。 (民間事業者等へのサウンディングの基となる新県立中央図書館基本構想改定は9月の予定)</p>	任意	1部 (PDF)

		<p>④関連業務実績 本業務及び本企画提案書における提案内容に関連する業務実績を提示すること（5件以内）。</p> <p>（2）企画提案（各項目2ページ以内／計8ページ以内とすること）</p> <p>①民間事業者等へのサウンディング調査の実施方法について提案すること。</p> <p>②具体的な図書館以外の導入機能検討及び土地利用方針の検討方法について提案すること。</p> <p>③官民連携手法の検討方法、整理・評価とりまとめ方法について提案すること。</p> <p>④県立中央図書館の基本構想等への助言について提案すること。</p>		
3	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること ・積算内容を具体的に記載すること 	任意	1部 (PDF)

ア 提出期限

令和8年5月7日（木）正午（必着）

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。電子メールの件名は「東静岡地区整備官民連携手法検討業務委託に係る企画提案書等の提出について」とすること。なお、メール送信後、「8 提出先、問合せ先」へメールが受信されているか必ず確認をとること。

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1者が応募する件数の上限は1件までとする。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

ウ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。

また、企画提案の内容について、関係機関に照会する場合がある。

キ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

ク 応募書類の取り扱い

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ケ その他

提案者は、企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

5 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、静岡県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

契約候補者の選定にあたっては、下表に掲げる評価項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。なお、評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としないこととする。

番号	評価項目	評価基準	評価
1	実施方針等		
	実施方針	本業務の目的及び内容を理解しているか。	15
	実施体制	業務内容及び提案内容等を確実に実施できる実施体制が提案されているか。	10
	実施工程	業務スケジュールは適切か	5
	関連実績	本業務の業務内容及び企画提案書における提案内容等に関連した業務実績を有しているか。	5
2	企画提案		
	民間事業者等へのサウンディング調査の実施方法	提案されたヒアリング事業者候補やヒアリング項目等は、本業務の検討に有効な内容か。また、とりまとめの方法は、必要な情報の整理が期待されるか。	20
	具体的な図書館以外の導入機能検討及び土地利用方針の検討	提案された検討方法がサウンディング調査結果を十分生かせる内容になっており、実現可能性を有した結論を導き出せる内容になっているか。	15
	官民連携手法の検討	提案された検討方法が、サウンディング調査結果を十分生かせる内容になっているか。 また、検討結果の整理・評価とりまとめ方法について、課題・留意点やその解決方法が整理され、本業務後の事業推進に十分活用できるものになっているか。	25
	県立中央図書館の基本構想等への助言	助言の対象等について、当事業の推進に対する効果的な提案がされているか。	5
合計			100

(2) 審査会（書面審査）

ア 実施日

令和8年5月8日（金）

イ 選定結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて、全ての企画提案者に5月11日（月）までに通知する。

6 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者に関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>)

7 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は静岡県もしくは静岡県が指定した者に無償譲渡するものとする。

(2) 秘密保持等

- ・静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受注者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

8 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部企画政策課

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-3342

E-mail : bunkakanko_kikakuseisaku@pref.shizuoka.lg.jp